

農地の相続等の届出制度の創設

改正のポイント

農地を相続等により取得した場合には、農業委員会にその旨の届出をしてもらうこととなります。
(農地法第3条の3)

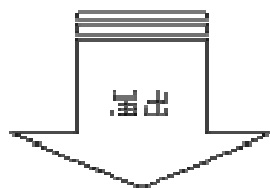
改正のねらい

この届出制度は、届出のあった農地についてその権利取得者が利用できない場合に、農業委員会が貸借のあっせん等を行うためのものです。

制度の仕組み

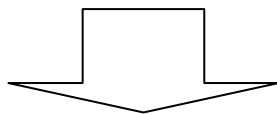
届出を要する者

- 農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した者
- ・相続、遺産分割
 - ・時効取得
 - ・法人の合併、分割等



農業委員会

農地の適正かつ効率的な利用が図られるかどうかをチェック



相続農地等の利用のあっせん

農地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあるときは、届出をした者に対し、農地のあっせん等を行う

農地の相続等の届出のお願い

農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



小坂町農業委員会に
届出をお願いします

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。小坂町農業委員会の窓口までお越しください！
(届出書の様式は裏面のとおりです。)

小坂町農業委員会事務局
電話 29 - 3913

様式例第3号の1

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

時効取得

下記農地（採草放牧地）について、相続、遺産分割 によりを農地（採草放牧地）取得したの
法人の合併、分割等
で、農地法第3条の3第1項の規定により届け出します。

平成 年 月 日

小坂町農業委員会会長 様

住所

氏名

印

記

1 届出者の氏名等

	氏 名	住 所
届出者		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 権利を取得した日

平成 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 6 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 7 6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。